奈良市施設内広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市広告掲載要綱(平成19年2月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市が有する施設内部の壁面等への広告物の掲出(以下「広告掲出」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)施設 本庁、出張所その他の市が有する施設をいう。
 - (2)壁面等 壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設内部の構造物の表面 をいう。
 - (3) 許可 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
 - (4)広告主 広告掲出をする者をいう。
 - (5)広告取扱者 本市と壁面等広告掲出業務に関する契約を締結した広告主、広告代 理業を営む者、広告看板等の製作業者及びこれらに類する者をいう。
 - (6)広告物の内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 施設の壁面等に掲出する広告物は、奈良市広告掲載基準(平成19年2月1日施 行。以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲出の場所、方法等)

- 第4条 施設の壁面等に掲出を行う広告物の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げ ない限度において、市長が定めるものとする。
- 2 施設の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の製作、掲出及び撤去)

- 第5条 施設の壁面等に掲出する広告物は、広告取扱者が、経費を負担するものとし、広告取扱者は、市長の指定する仕様に従って製作し、掲出し、及び撤去するものとする。
- 2 広告取扱者は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、施設の用途若しくは目

- 的又は施設における業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、 市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の撤去により施設の壁面等の表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したとき は、広告取扱者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告掲出の募集)

第6条 広告取扱者の募集は、市長がその募集期間及び対象施設、場所、位置、掲出期間、 枠数、掲出条件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告取扱者の決定)

第7条 広告取扱者の決定は、入札その他の方法で行うものとする。

(広告掲出の許可)

第8条 広告取扱者は、奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)に規定する手続等により市長の許可を受けなければならない。

(広告掲出料)

- 第9条 広告取扱者が広告掲出に伴い奈良市に納入する広告掲出料は、次の各号に定める ものとする。
 - (1)広告料 広告物の取扱いに係る料金をいう。
 - (2)使用料 奈良市行政財産使用料条例の規定に従い算定したものとする。
- 2 広告掲出料は、契約及び許可後、一括前納するものとする。ただし、市長が特に認め たときはこの限りでない。

(広告の選定)

- 第10条 広告取扱者は、掲出しようとする広告物について、あらかじめ市と協議の上、 選定するものとする。
- 2 市長は、前項の協議の結果、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがある と認めるときは、広告取扱者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告物の内容の変更)

- 第11条 広告取扱者は、施設の壁面等に掲出した広告物の内容等を変更することができる。
- 2 前項の規定により変更を希望する場合の変更後の広告物の選定については、前条の規 定を準用する。

(広告掲出の停止又は取消し)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱者への催告その他何らの手続を要することなく広告掲出を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲出を停止することができる
 - (1)指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
 - (2)第10条第2項の規定による広告物の内容等の変更を広告取扱者が行わないとき。
 - (3)広告主、広告物の内容等が基準に抵触する場合において、第10条第2項の規定による広告物の内容等の変更によっても解消できないとき。
 - (4)市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (5) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。
- 2 広告取扱者は、前項の規定により広告掲出の取消しがなされた場合であって、当該広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(広告掲出の取り下げ)

- 第13条 広告取扱者は、自己の都合により、広告掲出を取り下げることができる。
- 2 広告取扱者は、前項の規定により広告掲出を取り下げようとする場合は、書面により 市長に申し出なければならない。

(損害賠償責任)

第14条 広告取扱者は、広告掲出の方法の瑕疵等自己の責に帰すべき事由により、施設を持し、若しくは破損し、又は第三者に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等に当たる責務を有する。

(広告掲出料の返還)

- 第15条 広告取扱者の責に帰すべき理由により第12条の規定に基づいて広告掲出を取り消したとき若しくは広告物の掲出を停止したとき又は第13条の規定に基づいて広告掲出の取り下げを申し出たときは、納付済の広告掲出料を返還しない。
- 2 広告取扱者の責に帰さない理由により第12条の規定に基づいて広告掲出を取り消したとき又は広告掲出を停止したときは、納付済の広告掲出料のうち取消日又は停止日の翌日以降掲出されなかった日数に対応する金額を広告取扱者に返還する。
- 3 前項の規定により返還する広告掲出料は、広告媒体ごとに別途定めるものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月29日から施行する。